

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第 13 条第 1 項に基づき申請があった遺伝子組換え動物の第二種使用等拡散防止措置について、拡散防止措置確認会議 動物検討会の審議を経て、遺伝子組換え動物に応じて執るべき拡散防止措置の内容を確認しました。

申請に基づく確認の概要は以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

○ 第二種使用等

	事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	利用目的	確 認 日
1	北山ラベス株式会社	オワンクラゲ由来緑色蛍光タンパク質 (EGFP) 遺伝子全身発現トランスジェニックウサギ (<i>EGFP, Oryctolagus cuniculus</i>) (EGFP 発現ウサギ)	産業利用	令和6年9月13日
2	北山ラベス株式会社	変異型ロドプシン遺伝子[P347L]導入網膜色素変性モデルウサギ (<i>P347L, Oryctolagus cuniculus</i>)	産業利用	令和6年9月13日
3	北山ラベス株式会社	変異型ロドプシン遺伝子[P347L]導入網膜色素変性モデル有色ウサギ (<i>Kb1:Dutch-P347L, Oryctolagus cuniculus</i>)	産業利用	令和6年9月13日